令和元年第５回　飯塚市議会会議録第２号

　令和元年１２月１０日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第５日　　１２月１０日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　本日は、３点について一般質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

まず第１点は、市行政の執行体制についてお尋ねしてまいりたいと思います。令和元年１１月２２日開催の経済建設委員会で、「第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」、この令和元年１１月に作成したものについての報告がありましたけれど、この目的と内容について説明をお願いいたします。これは２０２４年、令和６年度までの計画となっているのは承知しておりますけれど、説明をよろしくお願いします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本市におきましては、２０１４年に施行されました、「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、国及び県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、市の実情に即した基本的な計画として「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を２０１５年に策定し、２０１９年度までの５年間を計画期間として施策を推進しております。国や県におきましても、この取り組みを継続的に実施するため、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を進めており、本市といたしましても、現在の計画に引き続き、継続した取り組みとするためにも、次期計画策定が必要であると考えております。現在、人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進することを目的とした次期戦略の策定作業を進めております。次期戦略の基本目標といたしまして、「地域を元気にするしごとづくり」、「未来を創るひとづくり」、「次代を牽引する魅力あふれるまちづくり」の３つを目標に掲げ、目標ごとに、生産年齢人口、年少人口、老年人口等の各年齢層の人口や市内事業所数、小中学校児童生徒数、社会増減数といった数値を評価指標（ＫＰＩ）として設定し、基本施策やその施策に関連する具体的な事業、検討する事業等を記載いたしております。現在の戦略をベースとしながらも、有識者会議等の意見を取り入れながら、まち・ひと・しごとに的を絞った戦略を策定し、継続して地方創生に関する施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　引き続き内容の質問になるかとは思いますけれど、令和元年６月に「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１９について」が内閣府地方創生推進事務局から出されております。国の第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、１２月に策定されると言われておりますが、その戦略の内容についてどうなっているのかお尋ねいたします。また、１２月になりましたけれど、これが私が知っている限りでは、まだ出てないのではないかと思いますけれど、情報としてもう取得されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１９」につきまして、１２月策定というふうに予定しておりますが、本市としては、まだその情報は収集いたしておりません。内容について、ご説明申し上げたいと思います。国におきましては、本年６月に出されました基本方針に基づき、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を進めており、１１月には基本的方向（案）でございますが、示されております。その内容といたしましては、４つの基本目標を掲げ、その基本目標ごとに施策の方向性を、さらには横断的な目標を設定し、第１期の戦略の継続を力にし、より一層の充実・強化を図るため、地方創生の次のステージを目指す内容となっております。

基本目標につきましては、１つ目でございますが、「地方にしごとをつくり安心して働けるようにする」。２つ目でございますが、「地方への新しいひとの流れをつくる」。３つ目でございますが、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」。４つ目でございますが、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」。といった４つの基本目標を設定いたしております。

また、新たな視点として、地方へのひと・資金の流れの強化、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の実現に向けた技術の活用やＳＤＧｓの取り組み、人材育成、民間との協働などに重点を置くとしており、現在の戦略においても推進している東京圏への一極集中の是正に向けた取り組みを強化するため、関係人口の創出など、地方移住についても継続的に実施することといたしております。

県も国の戦略に合わせて、次期戦略の策定作業を進めておりますので、各市町村においても、地方版総合戦略の策定作業を進めているものと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　内閣総理大臣から、「人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える２０４０年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」との諮問を受けて、第３２次地方制度調査会が、令和元年７月３１日に中間報告を出しておりますが、この内容について御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　本中間報告は質問議員が言われますとおり、２０４０年ごろから逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策について、内閣総理大臣の諮問を受けた地方制度調査会において、「人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える２０４０年頃から逆算し、どのような課題に地方公共団体が直面することになると考えられるか、また、どのように対応することが求められるか」を審議事項として調査・検討がなされ、顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策について、分野横断的に一定の整理を行い、中間報告とされたものでございます。

この中間報告の前書きといたしまして、「我が国は既に人口減少局面を迎えている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速し、その中で高齢化はますます進行する。団塊ジュニア世代が高齢者となる２０４０年頃、高齢者人口はピークを迎えることが見込まれている。既に多くの市町村では、人口減少と高齢化は深刻化しているが、今後は県庁所在市や指定都市、三大都市圏を含め、全国的に進行する段階へと移行する。このような人口構造の変化は、サービスの需要と供給の両面に大きな変化をもたらし、時の経過とともに、様々な内政上の課題を顕在化させていくことが見込まれる。既に、様々な分野において担い手不足が全国的に生じているが、今後の人材面等での資源制約は、サービス供給の持続可能性に影響を及ぼしかねない。また、近年頻発し、今後も発生することが見込まれる大規模災害がもたらすリスクは、地域社会の持続可能性への脅威となる。ただし、こうした変化・課題の現れ方は、その要因となる人口構造の変化の度合いやインフラの状況、活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なる。

他方で、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の到来をはじめとする技術の進展、ライフコースや価値感の変化・多様化は、こうした変化・課題の現れ方を変える可能性がある。また、変化・課題への対応を迫られることにより、社会システムを、変化に適応したものへとデザインし直す好機となる。

このように、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中にあっても、地方公共団体には、豊かで多様な価値感を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められる。

そのためには、限られた資源を巡る過度な競争により、分断を生じさせるのではなく、新たな技術を基盤として、資源を融通し合い、一人一人が複数の役割を果たすこと等により、地域や組織の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築し、持続可能で個性的な地域社会を形成していくことが求められる。」としております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この中間報告では、第１に２０４０年ごろにかけて顕在化する変化・課題として、２項目について記載されております。この内容についてはどのように言われておりますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　中間報告におきましては、２０４０年ごろにかけて顕在化する変化・課題として、１つ目でございますが、「地域において対応が求められる変化・課題」と、２つ目でございますが、「地域ごとに異なる変化・課題の現れ方」として、２項目記載されております。

少し詳しく申し上げますと、１つ目でございますが、地域において対応が求められる変化・課題といたしまして、人口構造の変化と課題。インフラ・空間に関する変化と課題。技術・社会等の変化と課題。４番目になりますが、変化・課題等の関係性が述べられており、２つ目の地域ごとに異なる変化・課題の現れ方として、地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の例、資源制約の下での地域ごとの長期的な見通しの必要性が述べられております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、顕在化する変化・課題に対応するために、第２項で２０４０年ごろにかけて求められる視点・方策についても、２項目について記載されております。どのように言われておるか、御存じでしょうか。また、方策については、現地調査の実例が示されております。これを参考に、飯塚市では実施されているものが、どのようなものがあるのか、また、今後取り組んでいくことができるものが、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　報告書におきましては、１つ目でございますが、「２０４０年頃にかけて求められる視点」といたしまして、１つ目、「変化・課題への対応の必要性と可能性」、２つ目でございますが、「ひとに着目した視点」、３つ目でございますが、「インフラ・空間に関する視点」、４つ目でございますが、「技術を活かした対応を行うための視点」、５つ目でございますが、「ネットワーク型社会において住民の暮らしを持続可能な形で支える地方公共団体の役割」が示されております。

２つ目の「２０４０年頃にかけて求められる方策」といたしまして、「ひとに着目した方策」、２つ目でございますが、「インフラ・空間に関する方策」、３つ目でございますが、「技術を活かした対応を行うための方策」が示されております。

地方制度調査会の参考資料集に示されております方策事例につきましては、「ひとに着目した方策」として、つくば市の「先進的ＩＣＴ教育」、塩尻市の「テレワーク」、福岡市の「官民協働による創業支援」、紋別市の「外国人との共生社会実現」など２３事例、「インフラ・空間に関する方策」といたしまして、宇城市の「公共施設の統廃合」、和歌山市の「リノベーションまちづくり」、柏市の「スマートシティ」、美馬市の「小さな拠点」など１７事例、「技術を活かした対応を行うための方策」といたしまして、鯖江市の「ＩＴ人材の育成」、北見市の「窓口業務改革」など４事例が紹介されております。紹介されております４４の事例におきまして、本市でも同様の施策を行っている主なものといたしましては、「特色ある教育」、「大学、民間との連携」、「共生社会の取り組み」、「圏域での地域間協力」、「公共施設の統廃合」、「自治体クラウド」などがありますが、報告書にも示されておりますように、２０２５年問題を経て、訪れる２０４０年に向けた方策については、さらに効果的に取り組むことが求められているものと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　いろいろお尋ねしておりますけれど、中間報告の中で、第２項の１項で視点（５）ネットワーク型社会において、住民の暮らしを持続可能な形で支える地方公共団体の役割が示されております。また、第２の２項の求められる方策では、地方公共団体に対する期待、地方公共団体の果たす役割が大きいとされておりますが、私も今まで以上に、この中間報告を見ますと、２０４０年と言いますと、あと２０年後です。２５年に向けて、まちづくり、都市づくりについて、今まで以上に将来展望について取り組む地方公共団体の役割は大きいと思います。この調査会の中間報告の後書きに、今後こうした方策を講じていくために求められる地方行政体制のあり方について、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、地方公共団体の意見を聞きながら、さらに調査審議を続けていく所存であると言われております。重ねて申し上げますが、今後、地方公共団体に対する期待が大きいということは、地方公共団体が取り組む課題が、今以上に大きくなるということだと思います。今まで答弁いただきましたけれど、ここで１回切りますけれど、あなた方が読んで、どれだけこの中に地方公共団体という文字が出てきているか、相当数ありますよ。読むたびに課題、先ほどから言っておりますように、今後の取り組みとしての求められるものというのは視点方策について、地方公共団体という文字が相当出てくるんですよ。これについて答弁をいただいておりますけれど、何を感じたか、この中間報告を読んでみて、自分たちが今後取り組まなくてはいけない課題について、どういう感想を持ったか、ちょっと一言だけ言っていただけますか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（藤中道男）

　地方制度調査会の中間報告の中にもありますように、人口構造の変化・課題というところで高齢者人口の増加、それから生産年齢人口の減少、それから年少人口の減少と、このような人口関係で、地方自治体の今後の厳しい状況が予想されております。さらに、インフラに関しましても、老朽化する公共施設の整備も控えております。それから災害リスクも今後予想されているところでございますが、地方公共団体については、各種さまざまな課題があるというふうに考えているところでございます。さらに、それを早期に取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ご答弁ありがとうございます。今回この質問に際しまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、この５年間で取り組んでいかなくてはいけない。間近の５年間はやることが、もうこういうふうにやりなさいと言われているんですけれど、それ以上に２０年先を見て、それ以上のことを地方公共団体は取り組んでいくべきだというふうに言っておるわけです。それだけ地方公共団体に、先ほど言いましたように、求められるものが大きいというふうに思います。それは今答弁いただきましたので、そのように思っている、感じているというご答弁だったと理解いたしますが、そこで、この国の動きに対して対応する方法として、現行定数１名の副市長を複数にする。これは副市長の定数は地方自治法第１６１条２項で条例で定めるというふうに定められておりますし、副市長の職務については地方自治法第１６７条に定められております。このことを考えて、国の動きに対して、副市長を現行１名から２名、もしくはそれ以上、複数にすることについて考えてみてはどうかなというふうに、私、国の動きを見ながら思ったわけであります。

それでこの質問をする際に、参考までに今回の質問に関して、副市長の定数が複数としている地方公共団体について調べていましたが、もう御承知でしょうけれど、福岡県内では飯塚市よりも人口が多い福岡市、北九州市、久留米市では、副市長の定数は複数でした。それで、これからです。驚いたのが、飯塚市よりも人口が少ない大牟田市１１万３９９３人、それと八女市人口６万３１１４人、行橋市７万３２５４人、古賀市人口５万９３９５人、福津市人口６万５８３１人、ここが副市長が複数というふうになっておったんです。複数にしたいきさつについては、各自治体とも職務分担をして、やはり将来展望にたったまちづくりに取り組んでおるということでございます。もうこれを見まして、飯塚市より人口が少ない、行政面積も少ない県内の自治体では、将来に向けてこういう執行体制をつくって取り組んでおるということなんです。飯塚市では過去いろいろありましたけれどね。将来に求められるものがこんなに多いときに、今の執行体制で大丈夫なのかというふうな疑問を持つわけですけれど、このことについてどういうふうに思われておるか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　現在、地方自治体は地方分権により、地域の実情に合わせた最も効率的・効果的なサービスを提供することが求められております。また、住民のニーズも高度化・複雑化しており、その行政需要に迅速かつ的確に対応しながら、持続可能な社会をつくっていかなくてはならないと考えております。そのためには、優秀な人材を確保することはもちろんでございますが、人材を生かした組織づくり、つまり、組織マネジメントが重要となります。本市の今後の組織体制等につきましては、行政運営にかかわるトップマネジメントも含めまして、他市の事例等を参考にしながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今後、調査研究を行って検討していきたいということでありますから、私は必ずしも今のスタッフ体制で、飯塚市が現在回っていますから、現時点では別に執行体制が悪いとか、職員の職務体制が悪いとかそういうことを言っているわけではないんですよ。ただ、現時点よりも将来に求められるものが多い。課題が多い。今以上に仕事が厳しくなる。仕事の量が多くなる。であるならば、やはり執行体制から、職員の配置の問題から考えていかないと、この中間報告にあります２０４０年の課題に対して対応がおくれてしまうんじゃないか。県下４番目の都市でありますけれど、ほかの県下４番目とか５番目と比べるのがいいのかどうかという問題はありますが、もう既に将来的には人口が減っていくだろうと。それに対しての施策は打っていかなくてはいけない。それを考えていったときに、やはり広域行政もまたあり方を考えていかなくてはいけないとか、いろいろと一地方自治体だけではできない問題についても取り組まなくてはいけない。そういうことが指摘されているんです。だから、調査検討ということでありますけれど、総務部長としては、総務部長の立場でそこは詳しく答えることができないかもわかりませんけれど、一番の執行権者である市長もしくはそれを補佐している副市長、将来についてどういうふうに考えているのか、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　今、質問者、そして行政経営部長等々で、国の示している方針や方策について、具体的にご披露いただいたところです。まさにこれまでとやや異なり、国のほうは都市部は都市部で、そしてましてや地方部は地方部で、地方都市はという意味でございます。明らかに大きな実情の違いがあるので、方針や方策の概略は示すけれども、最終的にはそれぞれの地方自治体で創意工夫を凝らし、２０４０年問題を初めとするこれからの未来に、しっかりと対応してほしいというメッセージが、国からも発せられるというように、私は理解しています。厳しい見方をすると、創意工夫、努力をする自治体と、そうでない自治体とで、まさに大きなさまざまな面での自治体間格差、市民サービス格差も生じ得ることも想定できる、まさにその分岐点が今だと思っております。

少し長くなりますが、飯塚市としても取り組まなければならない課題も多々ありますし、未来に向かって新たな施策、手だてを打たなければならないことも多々あります。幾つか拾い上げてみますと、高齢化における過疎化の問題への対応、そして、医療費や介護費が増加することが十分想定されますので、それに対してどのように税収増を目指すかという問題、加えまして、教育の多様化や複雑化も現実のものとしてありまして、ＩＣＴを初めとする教育投資への課題、それらに加えまして、これも皆さん御承知のとおり、４０年以上前に整備されました、いわゆるライフラインに係るインフラ整備、水道の問題、ごみの問題、し尿の問題、そして火葬等の問題、その施設の老朽化に対して、今後、ＩＣＴ、ＩｏＴを生かした新しい時代ですとか、地域間連携を生かした対応も含めたところで、どのような形で対応していくのか、まさに今幾つかを列挙しましたが、課題は、手を打たなければならないことは山積しております。そのような中で、現行の執行体制でいいのかどうか、副市長２名がいいのか、今のままがいいのかということだけでなく、それも含めた形で現在の組織体制のあり方そのものも、しっかりと先の多くの課題解決ができる組織体制をつくる必要があるということは自分自身も痛感しておりますし、そのような面で、職員の知恵そして実情を分析しながら、しっかりと今後対応していくべき課題だと認識をしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　将来に向けて、他都市に負けないようなまちづくり、それに執行体制のあり方がどういうふうにあるべきなのか、よくよく検討していただいて取り組んでいただきたい。これを要望してこの質問は終わります。

　続きまして、次の質問に移りたいと思います。飯塚市文化会館（コスモスコモン）についてであります。文化会館（コスモスコモン）の建設から今日までの経過についての説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　飯塚市文化会館につきましては、平成４年に約１５００人収容できる大ホールと、約６００人収容可能な中ホール、そして、さまざまな展示会やセミナー等に活用できる展示ホールと、その他会議室等を有する会館として、建設費約７８億４４００万円を投じ建設され、ことしで築２７年が経過しております。

本市の第２次公共施設のあり方に関する基本方針の中では、公共施設等の建築物の耐用年数については、建てかえ及び改修の標準的な耐用年数とされます６０年を採用することとしているために、本施設は、ほぼ、その中間の時期を迎えようとしております。

平成２９年７月に策定をいたしました公共施設等のあり方に関する第３次実施計画において、文化会館（コスモスコモン）は、現地存続という方針が示されておりますが、２７年を経過する施設であり、建物本体の経年劣化に加え、舞台音響設備や照明設備につきましても、大半が耐用年数を迎え、更新時期が迫っていることから、昨年度、飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画を策定し、現在は飯塚市文化会館改修工事設計業務に取り組んでいるところでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今後の維持費について報告があったと聞いておりますけれど、その内容はどうなっておりますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどご説明いたしました飯塚市文化会館改修計画におきましては、今後５年間の改修に必要な概算事業費といたしまして、２３億６６８３万１千円を見込んでおります。なお、この改修費の中心的な事業費は、天井の耐震化強化に係る工事費であり、加えて、機能劣化した設備等の機能維持に係る必要最低限の事業費を計上いたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今後５年間で改修に必要な概算事業費は２３億６６８３万１千円ということでありますけれど、この改修以降に必要な経費はどのくらいを見込んでおるのか、要は２３億６６８３万円で終わるのか、それ以上の必要経費が生じるんではないかと思うんですけれど、どれぐらいを見込んでおるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　今後の改修費の見込みといたしまして、国が示す製品や構造物がつくられてからその役割を終えるまでにかかる費用をトータルで捉えるライフサイクルコスト法に基づき、算定をいたしますと、建設から６０年間の修繕改修費は、おおむね建設費と同額となっておりますことから、先ほど申し上げました文化会館建設費約７８億４４００万円のうち、これまでの修繕改修に要しました費用を除きますと、今後、維持のためには約４５億円が必要であると想定されております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　単純にいえば、今後合わせて４５億円と２３億円で６８億円かかるということであります。今回、改めて質問させていただいているのは、費用対効果を考えると、そこまでの費用をかけてコスモスコモンを、今後、現在位置で維持管理していくほうがいいのかどうか、再考すべきではないかという観点から質問させていただいておるんです。例えば稼働率の問題ですけれど、文化ホールで、ここにコスモスコモンの改修計画を持ってきておりますけれど、稼働率を見る限りにおいては、本当にこんなに稼働しているのか、例えば単純に言いますと、大ホール、平成２９年度の利用人員は１０万８２６人です。これは飯塚市１２万８千人の都市としたら、誰か行っていない人がおるということですよね。全員は使っていないということです。こういうことを考えますと、ここに稼働率の計算は書かれておりますけど、５６．３％あると。けれども、全人口が一回も行ってないんですよ。それと単純計算すると、稼働日の関係がありますけど、１年間３６５日あるとしたら、１日当たり２７６人ぐらいしか使っていない。まあ計算の仕方ですけどね。例えば１０万８２６人、これは１回の利用者が１千人としても、結果として１０１日間しか稼働してない。稼働率は確かに５６．３％になりますけれど、単純計算でいくと３分の１しか稼働してないじゃないのかというような感じを受けるわけですよ。中ホールに当たっては、１２万８千人なり９千人の人口に対して、６万６９４人です。要は市民の２人に１人しか使っていないという計算になるわけですよ。展示ホールは稼働率高いんですよ。６８．６％です。しかし、そこを利用した人は３万５７２２人ということです。３分の１だということですよ。思った以上に、視点を変えると、コスモスコモンは使われてないような気がするんですけれど、大体このようなホールは類似団体でどれぐらいの稼働率があったらよしとするか、こういう比較はされていないんでしょうか。お仕事柄、経験で大体どれぐらいだということは、ほかの地方自治体に行ってもお尋ねしたことがあるんじゃないかと思いますけれど、大体あなた方は稼働率を書いておりますけど、この稼働率が高いと思っているのか、低いと思っているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　お尋ねの他市の稼働率の状況などは、ちょっと調査をしておりませんでしたけれども、確かにこの数字を見る限りにおきましては、もう少し多くの方々に利用していただきたいなというふうに思っておりますが、ただ、今、コスモスコモンで実施されております、いろいろな、例えば市民の方々のコーラスやそれから演劇、そういった発表会で使われている様子を見させていただきますと、多くの方々がこの文化振興のために、このホールを使っていらっしゃるのではないかというふうに、好意的に捉えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それは見方ですよね。あなた方はここを管理して運営している立場から、稼働率が悪いとは言えないと思うんです。私はただ、全市民に対しての比率からいけば、稼働率は私自身は低いと思う。ただ、類似都市がどうなのかということについては、私は承知しておりませんからね。こういうときは類似施設がどれぐらいか比較して、本当に稼働率が高いのか低いのか、低いとするならばどうやったら伸びるのか、稼働率が高くなるのか、そういうことを考えていくべきだと思いますけれど、そういうことは全然この改修計画には出されてないんですよ。だからその辺が、今後６８億円もかけてこれを改修していくことが本当にいいことなのかどうか疑問を持つわけです。ただ、これが昨年の１２月にできまして、１年前にできていて、なぜそのときに指摘しなかったか、それを言われますと勉強不足だったという点もあるんですけれど、昨年の７月に大雨が降りまして、遠賀川がもう少しで氾濫しそうになりました。けれど結果として氾濫は、一部水が出ましたけれど、コスモスコモン周辺には水が出ていなかった。だから問題ないなというふうに理解しておったんですが、ことしの夏、要はことしの全国的な水害、大雨に対しての被害、台風１９号を見ればおわかりのように、想定していないところで大雨が出て被害が出ておるわけですよね。そのことを考えますと、平成１５年の大雨の際、ここは浸水しましたよね。そのとき被害はどれぐらい出ましたか、被害額。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成１５年の水害による被害額といたしましては、建物１階全体の洗浄や、それから清掃、また水害の被害を受けました物の撤去を含めますと、約５億３９２７万円かかっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　５億円かかっておるわけですね。このとき例えば、今後の浸水対策も含めて５億円かけたのか、現状維持の復旧だということで５億円だったのか、その点を確認いたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成１５年の改修費５億円は、原状復旧工事にかけたものでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ということは、浸水対策は行っていないということですよね。であるならば、今後はそういうことがあり得るということですよね。なぜこれを言うかというと、東京都で浸水被害が出たところにタワーマンションがあったんです。タワーマンションが電源とか設備関係を地下に入れていて、水害でエレベーターが何とか、いろいろ電力とか全部が落ちて、動かなかったという話です。ということは、浸水が起これば、また同じような被害は飯塚でも考えられるということですよね。コスモスコモンで。また５億円はかかる可能性があるということですよね。そういうことを考えますと、私はこの場所が、改めて読んでおりますと、６ページに安全性と書かれていて、飯塚市地域防災計画の中では指定避難所として位置づけられ、収容人員は３８４０人と計画され、こういうことが書かれておるんですよ。これは浸水が起こった場合、機能しないということなんですよね。避難場所として機能するのかと、ここに書かれている内容からいくと。そういうことを考えると、私はこの際、５年間で２３億円をかけて、そしてそれ以後３０年間維持するのに４５億円かけてここに建てかえ、ここにそのまま当初計画のとおりあることが、いいことなのかどうかということをお尋ねしたいんですよ。いま一度、あり方について考えてみるべきではないかと私は思いますが、いかがお考えですか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　確かにご指摘のとおり、平成１５年の市街地の大水害の折には、コスモスコモンは大きな被害を受けました。その後、浸水対策は確実に進められておりますが、今後、全く被害がないとは言い切れないと緊張感を持っております。現在、取り組んでおります改修計画におきましては、当会館が開館当初から有する機能を維持し、建物の寿命とされる残り３３年間においても本市の文化活動の拠点施設として、安全で快適にご利用いただけるよう、特に地震災害に対応するためのつり天井耐震工事と、施設設備の劣化に伴う改修を行うものでございます。改修計画を策定するに当たりましては、改めて建てかえについても比較検討を行いましたが、経済性や文化活動の継続性、また、公共施設のあり方計画との整合性などから判断し、現施設の改修で、本市の文化芸術の活動拠点を確保することといたしたものでございます。隣接のコミュニティセンター同様、将来的には建てかえの判断をする時期がまいります。その際には、議員ご指摘のとおり、この場所に本当にこの施設があるべきかどうかというところから検討していく必要があろうかとは思っておりますが、当分の間は不特定多数の方々が文化芸術の鑑賞などのために利用する施設として、今後も機能を維持していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これは改修計画が出されまして、それにのっとって一回決めたことだから進めていっておるというのは承知しております。ただ、先ほども言いましたように、想定外のことが起こっている現実がある。例えば２３億円で改修しますよ。つり天井ですよ。だけど避難場所になっているのに、耐震対策だけ取り組んで、浸水対策には取り組んでいない。じゃあ、それを取り組みましょうと言ったら、ここにまた恐らく何億円かの金がかかる。下手したら１０億円単位の金がかかる。そういうことを考えると、果たしてそれが行政的によいのかどうか、経済的に、市の財政的によいのかどうか。稼働率を言いますと、本当に使い勝手のいい施設なのかどうか。そういうことをもう一度、改めて考えていただけないかと私は思うわけです。これは今だったら考えることができるわけですよね。確かにつり天井の設計等で今予算が１億幾ら組まれておりますから、それを実施されたとしてもそれで済むわけです。だけど、手をつけ始めたら、最終的には計算しているように６８億円これからかかると。それプラスアルファ何がしかの金がかかる可能性がある。だから再考していただきたいなというのが私の質問の趣旨でございます。これは要望しておきますので、おまえは文化人じゃないから何も言うなと言われるかもわかりませんけれど。結論的には俺たちのほうが文化人だと、私たちが文化人だと。だからあなたの意見は入れられませんという結果になるかもわかりませんけど、再考していただきたいということです。

（　発言する者あり　）

○議長（上野伸五）

　静粛にお願いします。

○２７番（道祖　満）

　あなたに質問しているわけじゃないでしょう。

引き続き、この質問を終わりまして、３点目の質問についてお尋ねしていきたいと思っております。グラウンドゴルフ場の整備についてであります。

グラウンドゴルフ場の整備については、以前に市の考えをお尋ねしたことがありますけれど、高齢者人口が増加する中で、グラウンドゴルフを楽しむ方も増加してきていると思いますが、どのような状況であるか御存じでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　グラウンドゴルフは高齢社会において高齢者の健康増進を目的に、ゴルフをアレンジした新しいスポーツとして考案され、誰でも簡単に始められ、ルールもゴルフとほぼ同じとわかりやすさが普及を後押しし、現在、全国で３６０万人の愛好者がいると言われております。本市においても老人クラブでの活動が活発になされているとともに、平成１８年に市グラウンドゴルフ協会が設立され、市内各地で大会が開催されています。平成２７年度からは市の大会として、市民グラウンドゴルフ大会を設け、本年度は悪天候による時間の変更にもかかわらず、１６４人の参加がありました。また、ふだんの練習といたしましても、地区単位での大人数での活動とともに、自治会単位でも活動がなされているところもあり、市内においても、グラウンドゴルフは広く普及しているものと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私の周辺でも高齢者の人が結構グラウンドゴルフを行っておりまして、どうしても桂川町にあるグラウンドゴルフ場を見て、同じようなものが欲しいということを、いつもどうかならないかというお尋ねがあっております。そういう意味で飯塚市は健幸都市づくりを掲げておりますので、多くの高齢者が行っているグラウンドゴルフ場の整備について取り組む考えはないのか。これは同僚議員も何度か要望の質問をされておると思いますけれど、どのように考えられておるかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在、多くの高齢者の方がグラウンドゴルフを楽しまれている状況であり、このことは、健康づくりという観点から考えると、体力維持に有効であるとともに、友人、仲間の方と一緒にするという点で、社会参加、交流という点でも有効であると考えております。そのため、多くの方がグラウンドゴルフを楽しめる環境整備に努める必要があると考えております。一方で、グラウンドゴルフ場整備につきましては、標準的なコースといたしましては８ホールを１コースとしますが、１コース３千平方メートル程度が必要となり、これが複数コースあるのが一般的でございます。現在、グラウンドゴルフが行われている施設は、頴田グラウンド、市民公園運動広場、穂波グラウンド、庄内グラウンド、筑穂グラウンド、そして、大会時のみでの利用となりますが、健康の森多目的グラウンドで行われております。これらのグラウンドにつきましては、他のスポーツとの共用での利用となることから、専用の施設で、もっと身近に楽しめる環境整備について、老人クラブのほうより要望を受けております。つきましては、グラウンドの利用状況とともに、そのニーズについて、整理・検討し、施設整備の計画を作成した上で、計画に基づき施設整備を進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今ご答弁いただきましたけれど、大体平たんなところで行われているんですよね。今説明があったグラウンドについては。ただ桂川の資料を見ますと、平たんじゃなくて、何かいろいろと普通のゴルフと同じようなバンカーがあったり、起伏があったりというような工夫がなされておるようでございます。練習をするならば、そういうところ、ご答弁いただいたところのようなものでも構わないかもわからないですけれど、変化を求めるとか、技量を上げるとか、楽しむとかいうことを考えたら、桂川のようなグラウンドゴルフ場が望ましいのかなと私は思っております。老人クラブより専用施設の要望が出ているとのことでありますけれど、専用の施設であれば、市の大会を初め、県大会でも開催できるような施設が必要と思います。そうなると、トイレや駐車場やらの整備に多額な費用がかかる、これも承知しております。であるならば、既にトイレや駐車場が整備された付近に、市内に何カ所かあると思うんですよ、そういうところ。交流センターの場所の横に広場があれば、１面だけでもつくってあげるとか、そういうこともあり得るかもわかりませんけれど、全市的に見て、ぜひ多くの金を使ってつくってくださいとは言いませんけれど、経費と健康づくりと相対的に見ながら、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますので、これは要望として終わります。ぜひよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時５４分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。１４番　守光博正議員に発言を許します。１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　公明党の守光博正です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は学校給食等についてと観光及びやさしいまちづくりについての２項目についてをお聞きしたいと思います。

まず初めに、学校給食等についてありますが、私が子どものころの学校給食は、給食センターの方が各学校に配送をしていただいていたのを記憶しております。そもそも日本の学校給食の起源は１８８９年、明治２２年、山形の私立忠愛小学校で無料で食事を配ったのがルーツとされており、当初はおにぎりと漬物だけという簡素なものであったようで、その後、各地で一部の子どもに対して、つまり欠食児童対策として、パンなどが一部の学校で配られるようになっていきました。１９３０年代に入ると、学校給食臨時施設法が制定され、一部とはいえ、学校給食が実施されるようになったのが、１９４０年代に入ると食糧事情悪化のために一時中断されたようです。戦後、１９４５年、昭和２０年以降は、アメリカや外国からの食糧援助によって、児童の欠食対策として徐々に給食は再開され、１９５２年、昭和２７年あたりからは食糧事情の改善により、全国的に完全給食を実施することが可能となり、同時に、給食の目的は欠食児童対策から教育の一環、食育と位置づけられ、また学校給食法が制定され、財政力の弱い地方自治体でも交付税と補助金によって全児童への完全給食が可能となり、現在の体制が構築されました。高度経済成長を経て、日本が豊かになるにつれて、内容は大きな変換を遂げてきた１９６０年代から１９７０年代前半にかけ、脱脂粉乳が牛乳にかわり、１９７６年には米飯給食が開始されました。日本人の食事が洋食化するにつれ、米の生産量の増大と反比例して消費量が減り、余った古米、古々米の処理のためご飯が主食となり、後にパンは週１回程度となり、さらに、パンをクロワッサンに、汁物をトムヤムクンやボルシチにするなど、従来、余りなじみのなかったメニューも提供され、近年では、ふだんの食事と変わりないか、それ以上上回るメニューが多く登場しております。そこで初めに、合併時からの本市の自校式給食への移行の経緯をお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成１８年度の合併時、旧市町で給食の調理方法は異なっておりました。具体的には、飯塚地区と頴田地区におきましては、給食センターにて調理したものを各学校へ配送するセンター方式、穂波地区、筑穂地区、そして庄内地区におきましては、学校設置の調理場で調理し、提供する自校方式で実施しておりました。平成１９年８月、学校給食の児童生徒への提供に関する環境面の平準化や調理作業時等の安全衛生面の向上並びに地産地消の取り組みを含む効果的な食育の推進等の観点から、自校式が望ましいという給食運営審議会の答申を受け、それ以降、学校施設の整備とともに、学校給食調理方式の自校方式化移行を平成２４年度から順次進めてまいりまして、平成３０年度より給食センターを廃止し、全校において自校式給食を実施しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、その食材等の現状についてお聞きいたします。学校給食の食材調達の購入先、また、調達方法は現在どのようになっておるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校給食の食材の調達におきましては、日々使用する食材を大量に確保し、安価な単価にて、毎日限られた時間内に安定的に納入いただく必要がございますので、その対応が可能な飯塚市の指名業者の中から、食材ごとに教育委員会のほうが購入先を決定しております。購入先への発注につきましては、市内小中学校配置の栄養教諭等が献立内容に基づき実施をいたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、学校給食に学校が所在する地域の産物を活用することは、児童生徒が給食を通して特有の風土の中で培われた食文化や、農業を初めとする地域の産業の状況を理解したり、農作物をつくってくれた人たちへの感謝の心を育むなどの教育上の効果があります。こうしたことから、学校給食法にも、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地域の産物を活用するなどの創意工夫を通じて、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることが規定をされております。そこで、学校給食における地産地消について、本市として現在どのように取り組みを行っておられるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　給食食材の購入につきましては、できる限り地場産を使用するように努めております。具体的な取り組みといたしましては、ＪＡふくおか嘉穂の協力のもと、毎月１回、飯塚の台所というテーマ献立を設け、飯塚産の食材を使用したメニューを提供するとともに、毎月配付している献立表や配膳カレンダーの中で、児童生徒とともに、保護者にも地産地消のよさや意義について理解していただく取り組みを実施いたしております。また、ＪＡふくおか嘉穂からは、根菜類を中心に、地元産農作物の購入を推進いたしております。また、ＪＡ以外の各納入業者に対しましても、できる限り地元産の納入の協力をお願いしているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　実際に市町村内産や県内産の農産物を学校給食に活用していくためには、ご答弁のとおり、地域の生産者や生産者組合、また納入業者の協力が不可欠であります。また、市町村の農政担当部署や教育委員会の理解、協力がなければ、継続した取り組みをすることは難しくなります。調理場が所在する地域の農産物の生産状況や物流の状況、調理場の規模等によって対応の方法や手順は違いますが、生産者等との積極的な情報交換や交流、調理場の取り組みを家庭や地域に発信することを通じて、地域の状況に応じた地産地消に取り組むことができますので、今後ともしっかりとよろしくお願いいたします。

では次に、学校給食の民間委託状況についてお聞きします。合併時からの学校給食調理委託への移行の経緯をお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　合併時におきましては、庄内中学校でのみ民間委託により学校給食を実施いたしておりましたが、先ほど答弁いたしました平成１９年８月の給食運営協議会の答申の中で、自校方式の整備とあわせ、民間委託による学校給食業務の効率化や合理化についても検討するよう示されたことを受け、順次、民間委託による学校給食調理を進めてきております。現在、小中学校全２９校のうち、穂波地区の穂波東小中一貫校を除く４校と筑穂地区の４校につきましては、直営により実施をいたしておりますが、その他の２１校につきましては、民間委託により実施をいたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁ですと、２９校中２１校は既に民間委託をされており、残りの８校についてはまだのようでありますが、今後、民間委託をしていない８校についてはどのように検討されるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　民間委託をしていない８校につきましては、現在市職員を配置しておりますので、職員の数やまた年齢構成などを考えながら、適切な時期に順次、民間委託に移行していく考えでおります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　後ほど衛生面はお聞きしますが、平成３０年に学校給食も全校で自校方式に統一されておりますので、さまざまな考慮すべきことをクリアしながら、全校民間委託へ移行をご検討よろしくお願いいたします。

　では次に、学校給食調理の民間委託業者の選考方法は、現在どのように行われているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校給食調理等業務を委託する事業者は、学校給食を衛生的かつ安全に供給できる専門的知識やノウハウを有するとともに、教育の一環として実施される学校給食の意義を十分理解し、食育の推進など、学校との連携を積極的に行う事業者でなければなりません。そのため、経歴や経営状況、価格だけではなく、業務遂行能力や、学校と連携した食育に係る具体的提案、また学校給食に対する理解や業務に対する意欲など、総合的にすぐれた事業者を公平かつ客観的に選定するため、プロポーザル方式により実施をいたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、本市において給食調理民間委託の受託業者数、その契約年数及び１業者が受託できる業務数については制限があるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　令和元年度におきましては、民間委託２１校を学校給食の提供食数１千食前後を目安に、近隣の学校数校の調理業務を一括して発注し、契約をしている業務もございますことから、１０の業務を委託契約しておりますが、契約業者数は６者となっております。契約年数につきましては、原則として新たに民間委託を始める業務につきましては３年、次回以降につきましては５年の契約といたしております。また、１業者が受託できる業務数は現在、２業務までとしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今のご答弁ですと契約業者は６者、契約年数については新規が３年で次回以降は５年、また１業者が受託できるのは２業務までとのことでありますが、現在、本市が契約しています６者について、その中に地元の業者はおられるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　現在、委託契約をしています業者の中に、地元の業者さんはおられません。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、業務内容の分担状況についてお聞きいたします。発注者である市と受託業者との業務分担については、現在どのようになっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　業務内容の分担についてですが、主なものといたしましては、実施献立の作成及び指示、食材の発注等を市が行いまして、受託業者につきましては、献立に基づいた調理業務の実施、児童生徒に安全安心な給食を提供するために必要な調理従事者の研修及び報告書等の書類の作成を行っております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、経費内容の分担状況についてお聞きいたします。発注者である市と受託業者との経費分担については現在どのようになっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　経費分担の内容といたしましては、給食業務で使用する調理機器や器具及び食器の購入費、水道光熱費、給食で提供する食材料費につきましては、市が負担をいたしております。また、受注業者が負担する主なものといたしましては、業務従事者の人件費や福利厚生費、調理業務、洗浄、消毒、清掃及び日常点検に必要な石けん及び薬品類や消耗品等の購入費、また、調理業務に必要な被服類の購入費、そのほかに電話等の通信運搬費などがございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　次に、各学校の衛生管理状況についてお聞きいたします。本市において、過去５年間で衛生管理の問題等により、食中毒等の問題が発生したことがあればお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　過去５年間、衛生管理の不徹底で食中毒等の問題が発生したことはございません。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　過去５年間に問題等はなかったとのことですが、では次に、もし万が一にも給食調理員の衛生管理上の問題等により、本市において食中毒等の問題が発生した場合の責任の所在はどのようになるのか、お答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校給食法第９条第３項におきまして、義務教育諸学校の校長または共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なくその改善のために必要な措置を講ずると規定をされております。また、学校給食衛生管理基準におきましても、学校長等の主な職務として、疑いを含む食中毒が発生した場合には、直ちに関係機関に連絡し、適切な対応策を講じることとなっておりますので、各学校長の責務となっております。なお、問題発生時には、教育委員会もともに対応してまいります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では次に、調理員の白衣等についてお聞きしたいと思います。実際に学校給食を調理されています調理員の白衣等の洗濯状況については、現在どのような対応になっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　洗濯機を設置している学校につきましては、業務終了後、学校で洗濯を行い、洗濯機のない学校につきましては、自宅で白衣の洗濯を行っております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　では最後に、今後についてお聞きしたいと思います。今のご答弁では、学校に洗濯機があるところは学校で白衣等は洗濯をし、洗濯機がない学校については、調理員が各自で持ち帰り、自宅で洗濯を行っているとのことでしたが、もちろん洗濯をする際は、白衣とほかのものを一緒に洗わないことは徹底されていると思われますが、以前、私が衛生管理の専門家の方にお聞きしたところ、繊維の中の汚れや細菌は実際なかなか落ちにくく、洗濯によって一時は白くきれいに、汚れ等が落ちたように見えますが、数日たつと汚れ等が浮かび上がってくることもあると、全てではありませんけれども言われておりました。例えば、ある調理員の白衣の問題等により食中毒の問題が発生した場合、各校長及び教育委員会で対応していくということになると思いますが、先ほども答弁されておりますが、皆さんも御存じのとおり最近はＳＮＳの普及等により、問題が起これば、調理員が特定される場合も考えられます。そのためにも、各学校の調理場環境の統一化が必須であると私は考えますが、例えば白衣等を洗濯する洗濯機がない学校もあると聞いております。今後とも、児童生徒に安心安全な給食を提供するために、各学校の調理場環境等の統一化を進めるべきだと私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　質問議員がおっしゃいますとおり、衛生管理の徹底化のためには、各学校の調理場環境の統一化は必須であると考えております。衛生管理基準において、学校給食従事者は身体、衣服を清潔に保つことが規定をされております。調理作業時に着用していた白衣は、先ほどご紹介ございましたとおり、白衣はほかのものと一緒に洗濯しないことを義務づけておりますが、全２９校のうち、５校におきまして設置場所がないなどの理由により洗濯機を設置しておらず、洗濯機未設置の学校給食従事者は自宅で洗濯を行っております。衛生管理を徹底させるためにも、５校の洗濯機設置につきましては、設置場所の工夫などにより、早急に進めていきたいと考えております。児童生徒に昼食として提供する学校給食は、食中毒を防ぐため衛生管理基準が厳しく、そしてきめ細かく定められております。調理場の環境も学校ごとに少しずつ異なっておりますが、衛生管理に関しましては、できる限り全学校で統一した対応がとれるよう、各学校の状況にも配慮しつつ、早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　よろしくお願いいたします。最後になりますが、地産地消及び自校式給食等により、現在の学校給食事情は大きく変わっております。学校給食の調理及び衛生管理についても、民間への委託に全てが変わりつつあります。先ほどのご答弁で、過去５年間には本市学校給食においては、食中毒等は発生しておりません。しかしながら、今後はどうなるかは予想はできませんし、少しでも油断があれば、重大な食中毒等が発生するかもしれません。絶対にそのような事案を起こさせない、起こさないためにも、先ほどから確認及びご提案をさせていただいたものに関しては、しっかりと今後ご検討していただくことを再度お願いして、この質問を終わります。

続けて次に、観光及びやさしいまちづくりについてであります。観光施設のバリアフリー等の状況についてお聞きしていきます。明年の２０２０年は、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。本市では、３０年以上にわたり国際車いすテニス大会の開催地でもあり、事前キャンプ地に指定していただいて、南アフリカの選手がこられる予定であります。多くの、市外はもとより海外からも観光客が来場することが予想されます。そんな中、本市の民間施設等を含めたバリアフリー化の現状を見てみますと、まだまだ進んでいないと、私個人は実感をしております。現在の国のバリアフリー新法の中のバリアフリー化の義務づけの内容は、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園を新設する場合、それぞれバリアフリー化基準、移動等円滑化基準が義務づけられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課せられております。そこで初めに、本市の観光施設等のバリアフリー化の現状について、お答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　観光施設の状況についてでございますが、本市では、福岡県観光入込客推計調査におきまして、旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、農楽園八木山、歴史資料館、筑豊ハイツは今後、いいづかスポーツ・リゾートといたしまして、６つ目にサンビレッジ茜の６施設を主要観光施設として位置づけております。これらの施設の多目的トイレ及びスロープの整備状況につきましてお答えをいたします。多目的トイレにつきましては、６施設中５施設において、また、スロープにつきましては、６施設中４施設において整備がなされております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　ご答弁ですと、多目的トイレは１施設が整備されておらず、スロープについては２施設がいまだ整備されていない現状のようですが、中には、建物内及び庭、道路等の段差が解消されていない施設もあると聞き及んでおります。そのことも含めて、今後本市としてはどのような対応をされるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　観光施設、民間施設のバリアフリー化につきましては、２０１９年度に観光庁におきまして、宿泊施設バリアフリー化促進事業として、災害時における宿泊施設の提供に関する協定を自治体と提携しているなどの要件を具備いたしました宿泊施設への補助制度がございます。民間施設におきましては、バリアフリー化には多額の経費を必要といたしますことから、まずは当該事業など国の制度活用を推進することにより、民間施設における施設のバリアフリー化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　よろしくお願いいたします。では次に、公共施設のバリアフリー等の現状についてお聞きします。本市の各交流センター、コミュニティセンター及びコスモスコモンのバリアフリー化についてお尋ねいたします。これらの施設の多目的トイレ、エレベーター、スロープ等について、現在の設置状況についてはどのようになっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　最初に、市内１２地区の交流センターの多目的トイレ、エレベーター、スロープの設置状況ですが、多目的トイレ、スロープは全ての交流センターで設置いたしております。また、エレベーターにつきましては、穂波、筑穂の交流センターは設置しておりませんが、穂波交流センターでは、現在改修工事の設計をしているところでありまして、改修後にはエレベーターも設置することといたしております。筑穂交流センターにおきましては、筑穂支所庁舎のさらなる有効利活用も含めて検討してまいります。

次に、イイヅカコミュニティセンターは、市立図書館飯塚館、男女共同参画推進センターサンクスが併設された４階建ての施設で、多目的トイレは各階に１カ所設置いたしております。エレベーター、スロープについても設置いたしております。

最後に、コスモスコモンにつきましては、多目的トイレ、エレベーター、スロープ、いずれも設置いたしております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　多目的トイレ及びスロープは全て設置、完備されておりますし、エレベーターに関しては２カ所がまだ設置されておらず、改修後の設置と、有効利活用等も含め検討されるということでありますので、しっかりとよろしくお願いいたします。

　では次に、飯塚市内における民間施設のバリアフリー等についてお聞きします。私の知るところによると、本市の民間施設等のバリアフリー化の現状はかなり厳しいように実感しておりますが、本市の主要な民間施設について、今の現状をお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　民間施設についてのご質問でございますが、一般社団法人飯塚観光協会作成のパンフレットなどによりご紹介をいたします。９施設の宿泊施設についてお答えをいたします。まず多目的トイレが設置されております施設は９施設中３施設、またバリアフリーの対応の客数につきましては、９施設中２施設、４６０室中、６室が整備されております。なお、市の施設でございます、いいづかスポーツ・リゾート及びサンビレッジ茜を加えました１１の施設におきましては、多目的トイレの設置につきましては、１１施設中５施設、またバリアフリー対応の客室につきましては、１１施設中３施設、４９５室中１６室となっておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　今の部長のご答弁でありますと、民間施設だけだとバリアフリー対応の施設は約２２％ぐらい、バリアフリー対応の部屋に至ってはもう１．３％と非常に厳しい現状ではないでしょうか。そこで、飯塚市において民間宿泊施設におけるバリアフリー化、多目的トイレやバリアフリー対応客室の整備、推奨は今後、どのように行われるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　民間宿泊施設のバリアフリー化につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、多額の改修費等がかかるという現実がございます。国の制度等を活用しながら、それを周知することで、まずはバリアフリー化を図っていきたい、推奨してまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　この質問の冒頭に言いましたけれども、本市では３０年以上にもわたって国際車いすテニス大会が開催されており、その事前キャンプ地にもなっております。民間施設のバリアフリー化については、以前からずっと指摘もされており、要望もされてきたと思います。たとえ民間の施設であっても、国のバリアフリー新法で、既存の施設においてもバリアフリー化の努力義務を課しているわけですから、ご答弁で、先ほどと今、宿泊施設への補助制度を実施し、国の制度活用の推進により、民間宿泊施設のバリアフリー化を図っていかれるということでありますので、明年オリンピックも開催されますので、しっかりと対応を新たな決意でやっていただきたいことをお願いしておきます。

次に、観光客の宿泊施設等についてお聞きしていきます。先ほども述べましたが、２０２０年はオリンピック・パラリンピックイヤーであります。海外から飯塚市来客者の増加もかなり見込めるのではないかと考えられます。今言いましたけれども、車いすテニス大会のみならず、南アフリカ事前キャンプ地にも指定され、その分の見学者も増加をされると思われます。また、文化施設である旧伊藤伝右衛門邸、また嘉穂劇場、飯塚オートレース場など、他市にない観光施設もあり、このような要因により団体客の増加が見込まれるのではないでしょうか。宿泊施設における大型バスの夜間停車ができる駐車スペースの整備の状況は、現在、本市においてどのようになっているのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　飯塚市内の民間の宿泊施設におきましては、宿泊を伴う大型バスに対応した駐車場スペースを併設しているといった宿泊施設は、一部を除き、基本的にはございませんが、現状といたしましては、ホテルの玄関先での乗降をしていただきまして、大型バスは別の場所で駐車を行っているといった状況でございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　各宿泊施設で大型バスの夜間の駐車スペースが確保されていない状況であり、市有地を提供していただければ、もっと多く大型バスで来られて、宿泊される来客者が、私としてはふえるのではないかと考えております。先日、宿泊を伴う大型バスの市有地使用について、駐車スペースの提供を要望したところ、大型バス対応の駐車スペース提供の対応は、本市としてはできない旨を言われたとの情報提供もありました。実際そのとき、どのようなやりとりがあったのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　先般、ホテル事業者より、大型バスの駐車についてご依頼がございました。しかしながら、ご依頼のあった駐車場は、旧伊藤伝右衛門邸の専用駐車場となっておったことから、施設の閉館時間後における駐車場の管理の問題もございました。そのようなことから、個別提供は難しいとの旨をお伝えしております。またあわせまして、大型バスが駐車できる民間駐車場のご案内も行ったところでございます。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　一時的に駐車するスペースはあるが、宿泊を伴う大型バスの駐車場確保は困難な状況であると考えられております。今の現状だと、観光地を観光バスで回って、ほとんどが本市以外の宿泊施設に泊まられていると思われます。もしも本市で大型バスが駐車できれば、多少なりとも今後は団体客が多く市内に宿泊することもあり、経済効果も生まれるのではないかと考えられます。受け入れ環境の充実も踏まえ、市有地提供について、今後はどのように本市として考えられているのかお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

　ご指摘のとおり、受け入れ環境の充実につきましては、第２次飯塚市観光振興基本計画におきまして、基本方針の６、受け入れ環境の充実において示しております。その具体的な取り組みとして、観光案内板等の整備、観光案内所の機能を持つ拠点づくり、２次交通手段の導入、民泊の啓発、景観整備、宿泊施設の誘致の６項目を掲げておるところでございます。ご指摘の市有地の有効活用による来客者駐車スペース、大型バスの受け入れ体制等につきましては、ホテルの事業者の方々や旅行会社等のニーズを踏まえつつ、必要に応じまして、市所有の空きスペースの状況などにつきまして関係部署と調整を図り、大型バス等の受け入れ環境を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　観光施設、公共施設、民間施設のバリアフリー等の現状をお聞きいたしましたが、完全に整備されている状況ではないと、現在は思われます。また来客者にとっての駐車場の確保は来ていただくために必要な手段だと考えております。施設が整備され、駐車場が確保されれば、さらに多くの宿泊者を伴う来客者が本市へ足を運んでいただけると思われますし、足を運んで宿泊をしていただければ、食事や買い物など消費喚起につながり、地域経済の振興に寄与できるものと思われます。少しでも多くの来客者に来ていただけるように、今後とも観光施設の推進に努めていただきたいことを強く要望しておきます。

次に、やさしいまちづくり条例の制定についてお聞きします。２０２０年、先ほどから何回も言いますけれども、２０２０年のオリンピック・パラリンピックイヤーを迎えるに当たり、これまで観光施設の面からバリアフリーの現状等をお聞きしましたが、バリアフリーについてはオリンピック・パラリンピック終了後も、その先の将来を見据えて今から取り組んでいく課題であると私は考えております。公共施設だけではなく、多くの人が利用する民間施設を含めた施設整備のため、他の自治体ではやさしいまちづくり条例等を制定しているところもありますが、本市としては、今後どのように考えておられるのかお答えください。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　現在、飯塚市では、平成１０年４月に施行されました福岡県福祉のまちづくり条例、これにのっとりまして、福祉を初め各種計画の中で、ともに支え合い、健やかに暮らせるまち、これを基本理念とした、誰もが暮らしやすいまちづくりのための施策の制定や、公共施設の建設改修時におけるバリアフリーの促進に取り組んでいるところでございます。ご提案のやさしいまちづくり条例は、高齢者や障がい者を初めとする全ての人にやさしいまちづくりについての基本理念や、市民、事業者及び市の責務、多数の人が利用される施設の整備等に関する基本的事項等を定めたものになるかと想定されます。今後、飯塚市の現状や市民の機運等を考慮しながら、必要性、内容等について、関係部署と協議及びほかの自治体の条例等について、調査研究を行ってまいります。

○議長（上野伸五）

　１４番　守光博正議員。

○１４番（守光博正）

　最後になりますが、仙台市には、仙台市人にやさしいまちづくり条例が平成８年６月に制定されております。内容は、建物、道路、公園などの施設が高齢者の方や障がいのある方を含め、どなたにとっても使いやすいものとなるよう、バリアフリー整備を推進するためであり、店舗や病院といった建築物など多数の方が利用する施設を公益的施設として定め、その施設工事等に当たっては、条例施行規則に定める整備基準に適合させる必要があり、さらにこの公益的施設のうち特に整備が必要なものは指定施設として定めております。本日は詳しくは述べませんけれども、先ほど部長の答弁で、今後、飯塚市の現状や市民の機運等を考慮しながら、必要性、また内容等について関係部署との協議及び自治体の条例等について調査研究をされるということでありますので、一度、ここも問い合わせてみてはいかがかなと思います。飯塚市が掲げる、住みたいまち、住み続けたいまちと、市民の皆様からはもちろんですが、それ以外の多くの方から言っていただけるようなやさしいまちづくりを目指して、ともに力を合わせ、知恵を出し合っていくことを決意して、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４６分　休憩

午後　０時５９分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。２８番　秀村長利議員に発言を許します。２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　昼一番でございます。いろいろ、つらいでしょうが、おつき合いをお願いいたします。最近、テレビ等々をつけると幼い子たちがいろんな事件に巻き込まれたり、また起こしたりと事件も低年齢化してきております。そんな中、よく出てくる言葉が携帯電話、ＳＮＳ等なんですけれども、飯塚市はここ３０年、子どもに関しての大きな事件はなかったかと思います。また、携帯電話に関しての事件もなかったかと思います。確認の意味もありますけれども、携帯電話に関して、犯罪に巻き込まれた事例が、もしもあれば教えてください。お願いします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ＳＮＳなど携帯電話にまつわる犯罪に児童生徒が巻き込まれる事件の報道が頻繁になされてはおりますが、本市の児童生徒が事件に巻き込まれたとの報告はあっておりません。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　ないということですけれども、それでは逆に加害者として、事例はあるのかどうか、あればお教え願います。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　加害者としての報告もあっておりません。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　ないということですけれども、本市以外での事件がニュースなどになった際、それを踏まえた上で予防策の検討、もしくはもしも本市でということを考え、学校や地域に事例の周知やまた対策などを教育委員会のほうでもお願いをしたいと思っております。

次に、ＳＮＳなど、携帯電話が原因でトラブルに発展した事例、報告等はありますか。あればどのような対応をしたのか、お願いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ＳＮＳの中でも、特にラインのやりとりが原因で子ども同士のトラブルに発生した報告もございます。そのようなトラブルを学校が把握した際には、関係児童生徒や保護者による話し合いなどを行い、解決に向けた取り組みを行っております。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　それでは、ＳＮＳについてのトラブルの対処で、家庭と学校との協力体制はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどの答弁と重なる部分もございますが、児童生徒や保護者から相談があった場合には、対応いたしております。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　保護者から相談があった場合は、やっぱりこれも教育委員会に全て小さなことでも伝えていただいて、それを一元化して、皆さんに知らせて、今後そのようなことがないようにお願いしたいと思っております。また、各学校で子どもたちに携帯電話を与えることについて、ルールの作成や保護者のスマホの知識向上のための対策が必要ではないかと考えておりますが、教育委員会はどのように考えておられますか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　スマートフォンを与えるか否かにつきましては、各家庭の生活スタイルや保護者の考え方に大きな違いがあり、その使用目的もさまざまでありますことから、教育委員会や学校が一律に規制することは難しいと考えております。子どもたちに携帯電話を持たせる際の使い方の約束やトラブル回避の取り組みは、まず保護者で取り組むことと考えます。とはいえ、見過ごすことができないような事件やトラブルもありますので、学校や教育委員会からは、各家庭において携帯電話の使用時間などの使用方法について、子どもと一緒にルールづくりを行うことなどを推奨しております。平成２７年に市内中学校の生徒会役員が集まり、スマートフォンの使い方について提案を行い、その後、各学校の生徒会から全生徒への働きかけが行われております。このように、携帯電話を与える際のルールについては、携帯電話を持つ生徒自身がルールを考えることが重要であり、何よりも携帯電話を子どもに持たせている保護者が主体となって、ルールづくりを行わなければならないものと考えております。また、質問議員がおっしゃられますとおり、保護者がスマホの危険性についての知識を持つことは大切であるというふうに考えております。そのため、市内外でそのような研修が行われている場合は、保護者に案内を配布するとともに、ＰＴＡ主催で研修を行っている学校もございます。さらに、多くの学校で児童生徒とともに保護者も一緒に情報モラルについて学ぶ学習を行っております。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　いろいろやっておられるようですけれども、近年、少子高齢化の中、子どもは宝と言われております。未来を担う子どもを育てていくのはもちろん、今の時代、守るということも、重要なことだと思っております。時代の流れのもと、ＩＴ社会から子どもを遠ざけるのは不可能だと考えております。そんな中、最も子どもたちが身近に出会うのが、ＳＮＳだと思います。子どもたちは携帯電話を持っていなかったら死ぬ、もう生きていけないとか、しょっちゅう言っていますもんね。そんな中、さまざまな事件が取り上げられておりますが、危険なものという意識が強くなっています。そうではなく、子どもたちには上手にきちんとけじめとルールを守って使うと、とても便利な道具になるということを大人は伝えなくてはなりません。では、上手にけじめ、ルール、どこまでどのようにと思う大人が多く、あれもだめ、これもだめ、あるいは家は大丈夫といったような結果が多いのではないでしょうか。確かに各家庭ごとに考えはあるかもしれませんが、市政のもとＰＴＡやいろいろな団体があるのですから、指針や推奨ルールなどを掲げてもいいのではないでしょうか。例えば、部長のほうにもお渡ししました親と子どもの携帯の制約書、そういったものもあります。それとか、飯塚市ではスマホ使用は、小学生は９時まで、中学生は１０時までのルールを推奨しましょうや子どもたちを守るためのスマホの親子ルールなどをつくってみてもいいのではないでしょうか。実際、学級内でラインをつくったところ、夜中まで鳴るという話も聞いております。そんな中、子どもにスマホを与えようと思っている保護者の方も、いろんな研修会や講習会があっておりますが、実際の出席者は、はてなマークがつくのではないでしょうか。なかなか忙しくて保護者はそこまで出向いて行けないのではないでしょうか。事件に直面していないところもあるのでしょうけれども、放っておいてはいけないとそれは思います。子どもたちの知識は進んでおります。子どもたちを守るためにも親も知識が必要です。市報やホームページなどで子どもたちのＳＮＳ情報などを載せたり、また子どもたちにどういうアプリを使っているのか、どういう使い方をしているのか、アンケートをとったりするのもいいのではないかと思います。

ぜひ、市教育委員会だけでなく、多くの保護者や現場とともに予防できる、事件が起こる前の手だてが必要とされているのではないでしょうか。突然ですが市長、斉藤さんを御存じですか。前の市長ではないですよ。わからないでしょう。これは今、小中高生がツイッターよりも活用しているアプリなんですよ。誰でも簡単に登録でき、ニックネームとあと自分の歳と、今教育長がうなずいておられますけれども、あとは性別、それと一言を書いたら誰でも登録できるんです。そしてその登録した人が斉藤さんなんですよ。その斉藤さんが日本全国にいっぱいいて、その人に無作為につながるわけなんです。つくった人は、暇潰しのアプリとしてつくったらしいんですけれども、こういうアプリが出るとどうしても犯罪に利用する人が出てくるわけで、事実、県下でも巻き込まれたという話を聞いております。御存じないようですので皆さん、知識と情報の重要さがおわかりいただけたと思います。飯塚市では事件にならない、トラブルにならなくても、ある事例を教えてもらうだけでも、我が子を見て守る。自分の生徒を見て守る。一つの注意につながるのではないでしょうか。あまりにも何も出されていない現実、他の地域に見習ってみるところもあると思います。教育委員会のほうで、どんな小さなことでも、いろいろこんなことがあったよ、あんなことがあったということを、先生とか親御さんから多分教育委員会に上がっていないことをいろいろと聞きます。そんなことも、もう校長先生のメンツとか全部捨てていただいて、逐一教育委員会のほうに上げてもらって、皆さんで情報を共有していただき、そしてまたその対策をどうしたらいいのか、一元化していただき皆さんで話し合っていただきたいと思っております。そしてまた、ルールづくりも教育委員会、そしてまた親御さん、ＰＴＡ、また子どもも交えて、ある一定のルールづくりをつくっていただきたいと思っております。いかにして子どもを守るか、そして子どもを大切に育てていただきたいと思っております。飯塚市が子どもを育てる上では、日本で一番安全なところだと言われるぐらいになっていただきたいと思っておりますので、市長、よろしくお願いいたします。これはもう本当に切なお願いですので、きょうはこれだけを言いたくてここにいるようなものですので、お願いいたします。子どもを守ってください。お願いいたします。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員に発言を許します。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは通告に従い一般質問を行います。引き続き、子育てのことについて質問をいたします。

今日の放課後子ども教室の事業の始まりは、旧穂波町のとき、私が地区のＰＴＡ会長を仰せつかっているときに、子どもマナビ塾を小学校で開設したいので、一緒にというお話をいただき、当時のＰＴＡの会議に趣旨を説明し、協力体制をいたした経緯があります。この事業を今まで見守ってまいりました。国も共働き家庭の増加により、放課後の対策として、子どもの居場所づくり事業を文部科学省と厚生労働省が連携した事業が展開されています。そこで生涯学習関係事業が、教育委員会部局から市長部局に一部移行されて２年が経過しようとしております。生涯学習事業については、今までのとおり継続することになっておりますが、そこで改めて確認をさせていただきたいと思います。１２地区交流センターで実施されております、放課後子ども教室のそもそものこの事業が始まった経緯について、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　放課後子ども教室事業の経緯をご説明いたします。

平成１４年度から全国一斉に完全学校週５日制が実施されたことを受け、旧穂波町におきまして、平成１４年９月より毎週土曜日に、放課後の教育の試みとして、いきいきサタデースクール事業が小学校５校で、小学校の余裕教室を利用してスタートいたしました。

平成１６年度、文部科学省の地域子ども教室推進事業が制定されたことを受け、平成１７年度より平日と土曜日の週２回、子どもマナビ塾事業として実施するようになりました。

平成１８年の１市４町の合併以降、子どもマナビ塾は名称を放課後子ども教室と改め、平日と土曜日を中心に、市内全小学校区の公民館、あるいは小学校で実施をいたしておりました。

なお、本事業の開催趣旨は、旧穂波町でスタートした事業をそのまま引き継ぎ、各学校や地域との連携を深めながら、高齢者や異学年など、異なる年齢層との交流を持つことにより、積極的な学習意欲を支援するだけでなく、優しさや積極性、協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる生きる力を育むことを目的としたものでございます。その後、平成２６年度に厚生労働省、文部科学省より示された放課後子ども総合プランの中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施が示され、本市におきましても、両事業の連携を図りやすくするため、放課後子ども教室を市内全小学校の余裕教室を活用した形態に改め、現在も引き続き同様の形態で実施をいたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは次に、放課後子ども総合プランは平成３０年９月に新放課後子ども総合プランとして改訂されていますが、その趣旨、目的、市の実施体制についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成３１年９月に国より示されました新放課後子ども総合プランにおいては、共働き家庭等における小１の壁と待機児童の解消を引き続き図るとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備を進めることといたしております。本市においても、新プランの目的にのっとり、従来から進めてまいりました児童クラブと放課後子ども教室の連携を、より深めていく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　大変失礼しました。新放課後子ども総合プランは、平成３０年９月に示されております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、昨年度の放課後子ども教室の実施教室数、主なプログラム、参加児童数、また参加児童数のうち児童クラブからの参加者数についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　放課後子ども教室は、地域内全１２カ所の交流センター職員が事業の実施を担当しております。平成３０年度の実績でございますが、市内全小学校の空き教室を会場として、おおむね週２回開催しており、市内全体で１２９回の教室が実施されておりますが、この教室数は前年度と同数でございます。

主なプログラムといたしましては、そろばん、パソコン、習字、料理、ダンス、卓球、サッカーなどが行われております。

参加児童数でございますが、放課後子ども教室は学期ごとに募集を行っているため、学期全体の申し込み者数は１年生から６年生までで、４８３４人となっております。そのうち１年生から３年生は２９８３人で、参加児童の６１．７０％を占めております。また、参加児童数のうち児童クラブからの参加者数は、１年生から６年生までで、２１７９人となっており、割合は４５．０８％となっております。そのうち１年生から３年生は１６２１人おります。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今答弁でありましたように、放課後子ども教室事業は、小学校の全児童を対象とした事業ですが、申し込み者数が４８３４人に対して、児童クラブからの参加者が２９８３人おられ、割合から言うと、約半分の４５．０８％の児童が参加しておられるということは、いかに放課後子ども教室事業の重要性がはっきりとあらわれているんではないかと考えます。放課後子ども教室事業は、１回１００円の受講料を取っておられ、児童の参加者も多く、高い参加率となっているようですが、保護者の方にとっても子どもたちにしても魅力的であり、受講料を支払っても参加したいと考えるくらい価値のある内容だということのあらわれだと認識してもよろしいでしょうか。また、アンケート調査をされておられましたらご紹介をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　費用負担は生じましても、これだけ多くの児童の方に参加していただいていることを大変うれしく思っております。一部の地区のアンケート調査の結果でございますが、利用者の方々の満足度も非常に高く、教育委員会としても質問議員のおっしゃいますとおり、受講料以上の学びが提供できているものと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　わかりました。しかし現状で満足せず、さらによいものにしなければならないと思っていますので、引き続き質問をさせていただきます。

各学校でさまざまなプログラムが行われているようですが、指導者はどのような方で、どのようにして選んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　放課後子ども教室の指導者は、各プログラムの指導を行ってくださる方を地域の中で、また、地域にいらっしゃらない場合は近隣在住の方を発掘するなどしており、最終的には各校区で設置しております運営委員会の中で諮って決定をいたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　すみません。今運営委員の中でと言っておられましたが、その方々はどのようなメンバーか、今御存じなら教えていただきたいと思いますが―――。

　後で構いませんので教えてください。続けていきます。放課後子ども教室は地域の人材を積極的に活用し、その指導者は何らかの指導技術を有しているわけですが、同所管の「℮－マナビ（いいづか市民マナビネットワーク）」も何らかの指導技術を有したものを発掘、登用し、活用されていると思いますが、この℮－マナビ事業とはどのようなものなのか、事業概要の説明をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　℮－マナビ事業とは、市民が身近な場所において小人数で自主的、自発的かつ相互に学習できる場を提供する事業でございます。そのため、指導者の発掘と養成、指導者と学習者の仲介などを行っております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　℮－マナビや生涯学習ボランティアネットワーク事業と放課後子ども教室の連携を図っていけば、子どもたちへ幅広い内容のプログラムも提供でき、℮－マナビに登録している指導者も活躍できる場が広がると思いますが、どうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　質問議員のご指摘のとおり、放課後子ども教室の指導者の確保と℮－マナビ指導者の活躍の場を広げていくことは、両事業がそれぞれにさらに活発な活動を進めていく上で、ともに重要であると考えております。放課後子ども教室をさらに充実したものとするために、℮－マナビとの連携に加え、さまざまな知識やスキルを持った地域の方にご協力をいただき、新たに活躍していただくような取り組みもあわせて行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひ、お願いいたします。参考までにお聞きいたしますが、放課後子ども教室の指導者を生涯学習ボランティアネットワーク事業から派遣しているような事例はありますか。いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　放課後子ども教室の指導者は、地域の方々で特技をお持ちの方に依頼しております。その方々の中には生涯学習ボランティアネットワーク事業に登録していらっしゃる方もいらっしゃいますが、生涯学習ボランティアネットワーク事業から派遣する形はとっておりません。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、熟年者マナビ塾事業、全国的にも例のない事業で、他県からも視察に来られているとお聞きしております。このことについて、この事業の目的、参加人数と学校支援に参加した回数等についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　この熟年者マナビ塾事業でございますが、こちらのほうは熟年者が週１回小学校に通い、学校の授業時間に合わせて、午前中３時間程度、自主的に学習したり、また、学校支援ボランティアとして活動することを通して、いつまでも元気で社会に貢献できる高齢期を過ごすこと、また、あわせて、児童の健全育成、学校の活性化、特色ある学校づくりに資することを目的といたしております。なお、学校支援ボランティアとして、塾生が学校の授業やイベント等へ参加した回数は、平成３０年度実績で１６８回、参加塾生総数は１１５９人となっており、平均いたしますと、１校当たり年約９回、参加塾生は約６４名の支援活動を行っております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、熟年者マナビ塾の塾数、塾生の方の人数はどのような状況でしょうか。また塾生の平均年齢はどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　熟年者マナビ塾は、市内各小学校の余裕教室で実施されており、八木山小学校以外の１８校で実施をいたしております。塾生の人数につきましては、平成３０年度実績で１７８人、前年度１８１人、今年度１７１人でございますので、やや減少傾向にございます。塾生の平均年齢でございますが、平成３０年度実績で７７．３歳、今年度は７７．４歳となっており、平均年齢はほぼ横ばいでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　平均年齢は横ばいということですけども、７７歳を超えられているということは、高齢者の高齢化が進んでいるということになります。それではこの事業の成果と課題、また、この熟年者マナビ塾の事業の今後の対策について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　この熟年者マナビ塾の成果につきましては、学校からの要請で塾生が授業に出向き、高齢の方の持っている知恵や技能を子どもたちに紹介したり、子どもたちとの交流を深めたりしております。

この取り組みは、特色ある学校づくりに貢献しているだけでなく、塾生自身も心身ともに健康に生活することができ、高齢者の生きがいづくりに寄与しているものと考えております。

一方、課題につきましては、塾生の高齢化とともに、塾生が残念ながら減少傾向にあることでございます。

本事業は高齢者の生きがいづくりにおいても、また、児童の健やかな成長を促す上でも、非常に意義のある事業であると考えております。このため、新規参加者をふやしていくための方策として、塾生からの口コミ、交流センター報などによる周知、また、年１回実施しております発表会を、多くの方に見ていただくなどして、熟年者マナビ塾に興味を持っていただく取り組みを継続して実施していくとともに、マナビ塾の内容につきましても、他の自治体での取り組みなどを参考にしながら、高齢者の生きがいにつながるさらなる方策を打ち出せるように努めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今言われましたさらなる次の方策を、早急に出していただくことを要望いたします。

それでは次に、地区公民館から交流センター化になっておりますが、社会教育事業の継続、発展は保証してもらえるのでしょうか。また、中央公民館は残っていますが、交流センターとの連携は大丈夫なのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成３０年度から地区公民館は交流センターに移行いたしましたが、飯塚市交流センター条例の第１条に、交流センターは、市民の交流、生涯学習の推進及び地域の活性化施設であることを明記し、また、第３条第４号には、生涯学習の推進に関する事業を実施すると規定しておりますように、地区公民館のときより行われておりました生涯学習活動、社会教育事業につきましては、これまで同様に継続して各交流センターで行われております。

また、中央公民館につきましては、全市的な社会教育・生涯学習を担う拠点施設として位置づけ、各地区交流センターで実施される社会教育・生涯学習活動についても、これまでどおり連携して取り組んでおります。さらに、各交流センターとの情報共有は、まちづくり推進課と生涯学習課との３者で毎月会議を開催しており、各地域における生涯学習の取り組みが停滞することのないように、引き続き取り組んでまいります。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　確かに条例上ではそうでしょうが、担当部局が変わると職員のモチベーションも変わり、社会教育事業が置き去りにされているのではないかと心配しております。本当に大丈夫でしょうか。３者会議はどのような会議内容で、主体はどうなっていますか。また、子どもマナビ塾、熟年者マナビ塾の話などはあっているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　交流センター職員には、生涯学習課の兼務辞令が発令されることを踏まえまして、３者会議は、まちづくり推進課が主となって開催をいたしております。しかしながら、その会議では、まちづくりに関する業務の意見交換だけでなく、放課後子ども教室、熟年者マナビ塾を含む社会教育・生涯学習事業について、各地区担当者との意見交換や連絡調整に取り組んでおります。

なお、先ほどこの放課後子ども教室の運営委員会にどういう方が参加されているかというご質問がありましたので、その内容をこの場面でお答えさせていただいてよろしいでしょうか。この運営委員会には、学校関係者や自治会関係者、それから青少年健全育成団体関係者、子ども会、ＰＴＡ関係者、また、民生児童委員関係など、地域の住民の方々にご参加いただきながら、運営会議のほうを開催いたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　また引き続き、勉強したいと思いますので、運営委員の話は次の機会にさせていただきたいと思います。

放課後子どもマナビ塾や熟年者マナビ塾をさらに充実したものにするため、それに特化したその担当者間での密な情報の共有が行われるような環境づくりが必要だと考えます。いかがお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　質問議員ご指摘のとおり、より充実した事業としていくためにも、担当者レベルでの情報共有及び連絡調整は重要と考えており、今後は定期的に担当者会議を開催していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひ、担当者間での打ち合わせをしていただきたいと思います。ここに放課後子ども教室のプログラムの一覧があるんですけれども、百人一首をしているところ、キッズテニスをしているところ、ダンスで英語、裁縫とか、いろいろと地域でさまざまな取り組みをされております。やっぱり意見交換が必要だと思いますし、その放課後子ども教室に学校側がどこまで協力しておられるのか、やっぱり学校間によっても格差があるようなことを聞いております。なおかつ、まちづくりの予算を減らせとは言ってないんですよ。勘違いしないでください。まちづくりの予算はふえているんです。しかしこの事業の予算は横ばいなんです。さらにここを充実して、もっと予算要求するくらいに頑張っていただきたいと思っておりますので、ぜひ、ここが大事な会議になろうと思いますので、早急に実現をお願いいたします。

次に、社会教育基本法第２条に、学校教育以外で行われる教育は、社会教育と法でなされています。となれば、放課後児童クラブは社会教育の範囲となるわけです。学校と児童クラブが定期的に会議をされているとお聞きしますが、メンバーと会議の実情、それとどちらが主催者なのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校と放課後児童クラブとの連携を図る連携会議は、それぞれの学校主催で月１回開催されておりまして、校長、教頭、放課後児童クラブ担当教員と、原則として放課後児童クラブ支援員の全員が出席をいたしております。また、委託先であるＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会職員と学校教育課の指導主事が巡回をして、出席をいたしております。この連携会議では、学校行事の確認や配慮が必要な児童の様子の把握や、児童間のトラブルの共有、また、児童クラブでの子どもの様子や生徒指導上での諸問題に関し、学校から助言するなど行っており、学校の支援体制の整備とともに、学校と放課後児童クラブとの連携により、両者が同じベクトルで子どもの成長を支援していくために開催をいたしているものでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　放課後子ども教室の担当者が、会議に参加していないのはなぜでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　放課後児童クラブは現在、児童の３人に１人がほぼ毎日利用いたしております。児童クラブでの過ごし方が、翌日の学校生活にあらわれたり、学校生活での様子が児童クラブでの過ごし方に大きくかかわる子どもたちもいることから、学校と児童クラブとの間の児童に関する情報共有を図るために開催している連携会議であるために、現在、放課後子ども教室の担当者は連携会議の一員とはなっておりません。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　しかし、同じ小学校の児童を育てていく中で、放課後子ども教室の担当者が連携会議に参加したほうが、学校教育以外の教育は社会教育の観点から申しますと、より一層の連携がとれて子どもたちの生きる力になると思いますが、今後、連携会議のあり方について再度お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　質問議員ご指摘のとおり、子どもの放課後がより豊かであるためには、児童クラブと放課後子ども教室とのさらなる連携が必要と考えており、今後は、放課後子ども教室担当者と学校児童クラブの情報共有などができるように、放課後子ども教室担当者が連携会議に参加する方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひ、お願いいたします。

　次に、連携会議の実践でどのような成果や課題が見えてきたのか、わかる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校と放課後児童クラブの連携を図る連携会議の中において、学校行事の確認をすることで、児童の下校時間の確認ができており、児童を安全に迎える準備が、放課後児童クラブのほうではできております。また、配慮が必要な児童の生活の様子などを共有することで、先ほど申し上げましたとおり、学校と放課後児童クラブにおいて、同じ方向で対応することができるようになっております。今後は、学校や児童クラブの取り組みについて、双方から助言し合えるよう時間も確保できればというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　もっと具体的な成果と課題がここでは僕は言ってほしかったと、本当に残念に思います。この本にも書いてあるんですよね、もちろん御存じだと思いますけれども。最初、児童クラブの支援員の方は学校が敷居が高いと思われていたのが、やっぱりこのことによって話せるようになった。そしてその中で、学校の先生が児童クラブで勉強を見るようになった等々書かれて、ほかの学校でも少しずつ同様の動きが始まっていますと、これにあったからもっと具体的な成果と課題が、私は出てほしかったと思いますし、やっぱり、ここが連携することが、学校教育課が児童クラブを持った肝だろうと思いますので、さらなる充実をしていただきくように要望しておきます。

　次に、放課後子ども教室の事業の教育プログラムを放課後児童クラブに取り入れる意図についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　共働き家庭の増加など、現在の子どもの実態を踏まえ、子どもたちには、家庭環境に左右されない豊かな放課後を過ごしてもらいたいとの考えから、異年齢との交流の中で遊びや生活体験を通して、主体性や思いやり、心と体の両面の耐性を育めるよう、集団で取り組めるさまざまなプログラムを児童クラブの中で実施しているものでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　具体的には、宿題以外の教育プログラムとして、現在、放課後子ども教室と放課後児童クラブと合同プログラムで縄跳びなどを行っているとお聞きしております。児童クラブ独自の教育プログラムとしてはどのようなことが行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　各児童クラブにおきましては、都道府県名の暗唱や本の一節の朗唱、また、手話や体操、大縄跳び、跳び箱、けん玉など、それぞれの児童クラブが創意工夫して取り組んでおります。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　教育プログラムはどなたが指導されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教育プログラムの指導は、放課後児童クラブの委託業者でありますＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の支援員や、同法人の職員に行っていただいております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　このプログラムは、私個人は非常にいいという情報を聞いておりますので、ぜひとも今後とも積極的にやっていただくようお願いいたします。

　それでは次に、学校の先生方や放課後子ども教室の担当者の協力や支援があるのかお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校の先生方は時々、児童クラブの様子を見に来てくださり、子どもたちへの声かけなどを行ってくれております。教育プログラムそのものの実施は、先ほど申し上げましたとおり、ＮＰＯ法人の支援員や、法人の中に社会教育主事の資格を持つ者がおりますので、その方々が指導をいたしております。また、ＮＰＯ法人で地域の方や大学生の学習ボランティアを確保し、必要な児童クラブに派遣を行っておりますが、支援できる内容やボランティアの実情から、各児童クラブに対して均一に派遣できているわけではございません。今後は児童クラブを支援いただける外部人材の確保のために、生涯学習ボランティア派遣制度の積極的な活用にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　放課後子ども教室の担当者の方々の協力や支援については具体的に述べられませんでした。今後、放課後子ども教室の担当者の方々からの協力や支援が具体的に述べられるように取り組んでいただきたいと思います。

　次に、プログラムの内容では、さきに述べた放課後児童クラブ事業と放課後子ども教室事業とよく似ていると思いますが、どのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　両者のプログラムに関しましては、暗唱や大縄跳びなど、同じ内容のものもございますが、そろばんやパソコン、習字、料理など、放課後子ども教室でしか体験できないようなプログラムも多くございます。このため、児童クラブによって差はありますが、放課後児童クラブの児童の多くは、放課後子ども教室には参加をいたしております。

ご指摘のとおり、子どもたちの放課後を豊かにするためのプログラムとして、放課後子ども教室も児童クラブの教育プログラムも実施しているため、両事業で目指していく子どもの姿は重なると考えております。このため、現在、両事業で子どもたちに育んでほしい力は何かということを共有し、その共通の目的のもとで、それぞれの事業を展開していけるよう、大学の先生や社会教育指導者や児童クラブ支援員の代表、そして、小学校の校長にも参画いただきながら協議を重ねてまいりました。委員の皆様からは、さまざまなご意見をいただき、取りまとめに時間を要しておりますが、まとまりましたらお示ししたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　自転車で例えると、学校教育と社会教育が学社連携することにより、両輪が起動し自転車は動き出します。社会教育法第２条、この法律で社会教育とは学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とあります。つまり、学校教育以外の教育は社会教育となります。ということは、放課後児童クラブ事業は、社会教育の範囲になるのではないでしょうか。この本にも書いてありますけれども、教育プランは教育を核とした総合的まちづくり事業であると思っております。飯塚市の次世代を担った２１世紀を生きる子どもたちに身につけたい教育とはどのような教育でしょうか。今進められている飯塚プランは、その柱になるのでしょうか。また、社会教育の出番はどのようにつくり上げていかれるのか、西教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（上野伸五）

　教育長。

○教育長（西　大輔）

　社会が加速的に変化していく中で、子どもたちがこれからの時代を主体的に生き抜いていくために、相手の話を受けとめたり、自分の考えを伝えたりする力であるコミュニケーション能力、他者と共同してつくり上げる力であるコラボレーション能力、新たなものを生み出そうとするイノベーション能力を身につけることが重要と考えております。そのような力を身につけさせるためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たすことに加え、互いに連携し補完し合うことも必要になってまいります。私たちが小さいときには、まだ３世代同居型の家庭が多く、親以外にも多くの大人が子どもに接し、それらが全体として、家庭教育を担っておりました。ところが、今の時代は、核家族化や少子化、場所によっては地域の人々のつながりも希薄化して、家庭や地域の教育力が低下しつつあるように思います。子どもたちには家庭環境に左右されない豊かな放課後を過ごしてほしい。そのためには、放課後の過ごし方を通して、子どもたちの成長を社会全体で支援する仕組みが必要であると考えております。これを実現するために、学校の子どもも、児童クラブの子どもも、同じ地域の子どもとして、教育の視点を持って子どもたちの成長を支援しようとするのが、いわゆる飯塚プランでございます。

一方、児童クラブは、保護者が共働きなどで家庭にいない児童が対象であるため、そうでない家庭の児童は児童クラブを利用することができません。そうした子どもたちの受け皿となるのが、放課後子ども教室です。放課後子ども教室は、社会教育の一環で始まり、異学年の子どもたちとかかわりながら、さまざまな体験活動を通じて、生きる力を育み、子どもたちの健やかな成長を支援する役割を担っております。児童クラブの教育プログラムもまさに同様の視点で取り組まれるものであり、児童クラブの支援員の方々にも社会教育の視点について、ご理解していただくとともに、社会教育からの支援も入れながら、今後さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ありがとうございます。ただ、これが進むにつれて最も大事になるのが、やはり家庭教育も大切になってきます。そこの辺の議論はまた次の機会にでもさせていただきたいと思います。

今こそ学社連携が最も重要だと考えます。学校教育と社会教育が両輪で動けるように、西教育長のリーダーシップに期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

この質問については最後にしたいと思います。全国的に例がない学校と児童クラブの連携、さらには社会教育を巻き込んだ取り組みは、まだまだ始まったばかりだと考えています。今ここでその歩みを確かなものとするため、片峯市長の大きな旗振りは欠かせません。今後、片峯市長として、どのような展開をお考えなのか、片峯市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　放課後児童クラブの業務が教育委員会に移り、３年目となりました。当時、この放課後児童クラブを生涯学習課に持っていくか、学校教育課に持っていくか、私も悩みましたし、職員とも随分話し合いを繰り返しました。学校教育課に持って行きました最大の理由は、学校の子どもも、放課後の子どもも、地域の子ども、この考えこそを定着したいということで、学校教育課に持っていきました。この組織再編で、学校と児童クラブの先生方との情報の共有が、これまで以上になされるようになりまして、一緒に子どもたちを見守っていこう、そして伸ばしていこうという状況が定着するとともに、モデル校からほかのところに広がってきていることを、大変うれしく思っているところでございます。子どもたちが学習面だけでなく、気になる子どものケアについても、これまで以上に充実してきております。ただ問題は、きょうるるご指摘がありましたとおり、放課後児童クラブに行ける子どもと行けない子どもがございます。また、これもご指摘がありましたとおり、じゃあ社会教育はどこの役割を担い、具体的にどんな支援をするのか。これらの課題について、実はたしか九州女子大学の大島まな先生を座長として、教育委員会のほうでそれらの問題を今後どのようにクリアしていくかというような会議も立ち上げてくれておりますので、ご示唆もいただきながら、今後はご指摘のとおり、社会教育の視点をより生かすこと、そして昨年度から後押ししております、生涯学習ボランティア派遣事業を、放課後児童クラブのほうに、今も派遣しているんですが、派遣を始めたんですが、より多く派遣できる体制を整えたいと思っています。そのことによりまして、年々多様化、複雑化している学習内容や子どもたちの様子に対して、学童の先生たちが、これ以上抱え込んだり、過重労働にならないような支援を、地域の高齢者を中心とした方々の見守り体制、そして、まち協等との協力体制を、より整えることができるよう支援していきたいと思っています。

最後に、「子どもは伸びる、高齢者は元気、親は安心して働くことができる」、そのような放課後児童対策事業と教育の充実に、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひ、この飯塚プランをさらに充実、発展していただき、飯塚市を真の子育てのまちへと導いていただくことに期待しています。

　それでは次の質問に移ります。続けていきます。

次に、飯塚市奨学金貸付基金についてお尋ねいたします。近年、大学等への進学率は年々向上しており、同時に学生にかかわる学費等も上がっている状況にあります。これを踏まえた中で、経済的理由によって、意欲や能力のある子どもたちが大学等への進学を断念することのないよう、現在国においては、日本学生支援機構が行う奨学金事業の拡充など、学生の経済的負担の軽減を図ってきておりますが、日本学生支援機構が実施する奨学金事業は、対応型であって、その返済にかかわる負担は大きいのも実情であります。そこで、国の制度として、平成２９年度より給付型奨学金事業を開始されました。さらに、ことし５月１０日に低所得世帯を対象に、大学や専門学校などの高等教育を無償化する大学等における修学の支援に関する法律が成立、令和２年度より高等教育の就学支援新制度が実施されます。この制度についての概要をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　高等学校の修学支援新制度の概要でございますが、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯で、かつ、学業成績や学習意欲に関する要件を満たす学生を対象に、各大学が入学金、授業料等を減免する授業料等減免と、日本学生支援機構が各学生に学生生活を賄える費用を支給する給付型奨学金が実施されることとなります。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今答弁されましたように、国においては、授業料等減免、また給付型奨学金の新たな制度を設けるということです。では改めて本市の奨学資金貸付制度の概要について、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本市の奨学資金貸付制度の概要でございますが、まず資格要件で申しますと、１つ目は保護者が飯塚市内に１年以上継続して居住していること。２つ目は、私立高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に在学または入学予定となっていること。３つ目は、世帯の収入が生活保護法の規定による基準額の２倍以下であること及び４つ目に、他の奨学金の貸し付けや給付を受けていないことでございます。

次に、年度ごとの貸付人員につきまして、ご回答させていただきます。私立高等学校、高等専門学校の高校等区分は１０人以内。専修学校、短期大学、大学の大学等区分は１８人以内となっており、貸付金額につきましては、私立高等学校、高等専門学校は月額１万５千円。専修学校、公立の短期大学、大学は月額３万円。私立の短期大学、大学は月額４万５千円となっております。この貸付月額を正規の修業期間貸し付けております。

最後に、返還についてでございますが、最終学校を卒業して１年後から返還が始まりますが、飯塚市内に居住していた場合には、年間の返還金額からその居住した月数分の金額を免除する、いわゆる返還免除型の制度といたしております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　今、４番目に言われましたほかの奨学金の貸し付けや給付を受けていないこと、ここが私は問題だと思っております。私は平成２７年１２月議会において、本市の当該制度を利用する学生たちの負担軽減等に関し、一般質問でやりとりをさせていただいておりました。それ以降、制度の内容等についての見直しはされたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成２７年１２月以降の制度の改正についてでございますが、大きく２点改正をいたしております。

まず１点目は、先ほど答弁いたしましたとおり、平成２９年９月議会において、当該条例の一部改正により、平成３０年度の奨学生から返還免除型の奨学金制度を導入いたしました。

２点目は、平成３０年１２月議会にて、当該条例の一部改正により、令和元年度の奨学生から、希望者に対して、入学後受け取る奨学資金の一部を入学前に貸し付けることができるようにしたものでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　条例改正により、返還免除型、また、入学前貸し付けなどを行ったということでありますが、改正以降の申請状況についてお伺いいたします。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　まず、平成２９年度の奨学生におきましては、高校等区分の募集人員１８人に対しまして、申請者は２人、大学等区分の募集人員１８人に対しまして、申請者は４人でございました。

次に、返還免除型に改正いたしました平成３０年度の奨学生におきましては、高校等区分の募集人員１０人に対しまして、応募が２３人、大学等区分の募集人員１８人に対しまして、応募が２２人、令和元年度の高校等区分が２４人、大学等区分は２０人、令和２年度の高校等区分が１６人、大学等区分は１３人のそれぞれの申請、応募があっています。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　答弁でもありましたが、平成２９年度、３０年度に条例改正を行い、学生が利用しやすい制度へと転換していると思いますし、近隣を初め、他自治体と比べてもよい制度になりつつあると感じております。しかしながら、さきの議会でも申し上げましたように、現在も学費や生活費のためにアルバイトに明け暮れる日々を送っている学生も多くおられます。このような状況があるのに、大学等区分における本市の奨学金貸付申請は減少傾向にある。この要因の一つに、ほかの奨学金の貸し付けや給付を受けていないことという貸付要件があるのではないかと思っております。

一般的ではありますが、大学の学費として国立大学で、入学金も含めて４年間で約２５０万円、私立大学の平均では、入学金を含めて４年間で約３８０万円かかります。また、授業料以外にも学生生活を送るために必要なお金もかかります。要するに多額の費用が必要となるわけです。

本市の奨学金制度を利用する場合、公立短期大学、公立大学では月額３万５千円、私立短期大学、私立大学では月額４万５千円の貸し付けとなります。これで学生生活を送ることにかかる費用を賄うことはできない。また、厳しいという意見もよく聞きます。このような厳しい状況を踏まえ、本市における奨学金貸付制度のさらなる改善等について検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本市におけます奨学金制度は、経済的理由により修学することが困難な者に教育を受ける機会を与えることを目的としており、その機会がより多くの者に与えられるよう、奨学生の資格要件の一つとして、奨学資金に類する他の学資の給付または貸し付けを受けていないことを規定いたしております。

一方で、質問議員もおっしゃいますとおり、令和２年度より国において低所得世帯の学生を対象に、大学等高等教育における授業料等免除及び給付型奨学金の支給など、修学における経済的負担を軽減する措置が講じられ、意欲と能力のある子どもたちの進学を後押しする制度がさらに充実してまいりました。このような中、学校の先生方からは、まだ進学に際して必要となる高額な入学金、授業料、生活費の負担が、家庭状況から非常に厳しい生徒の存在についてお話をお聞きするようなことがございます。このような国の制度などを踏まえた上で、本市の当該制度が学生にとってさらに利用しやすい制度となるよう、検討していく必要があると考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　利用しやすい制度となるよう検討するということなので、今回はこの辺にとどめますが、これは４月からしないと意味がないんです。年度途中からしても利用者はいないということを念頭に置いて、検討していただきたいと思います。意欲や能力のある子どもたちが、経済的理由によって大学等への進学を断念するということにならないよう、この制度をより利用しやすい制度と改善されること、特にほかの奨学金貸付制度との併用を行うことにより、入学金も賄えますし、利用者もふえると思いますので、ぜひとも来年度から導入と、そういうことができるよう検討していただきたいことを強く要望して、この質問を終わります。

　続けていきます。最後に、都市公園について質問いたします。都市公園は市民の癒やし、体力向上等の場として必要な施設であると考えますが、飯塚市内における公園の現状はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　公園の現状についてお答えします。都市計画課が所管しております市内の公園は、令和元年１０月１日現在で、都市公園６２カ所、児童遊園５０カ所、開発遊園１３０カ所、その他の遊園６９カ所を合わせまして３１１カ所ございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、都市公園における水洗トイレ、合併浄化槽の数はどれくらいなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　都市公園における水洗トイレにつきましては、勝盛公園、健康の森公園、川島古墳公園、柏の森緑地、飯塚緑道、徳前公園、中公園、新飯塚駅前健幸交流広場の８カ所になります。また、合併浄化槽につきましては、大将陣公園、山の神公園、小正西古墳公園の３カ所になっております。このうち、和式トイレが８４基で、洋式トイレは３５基となっております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　和式トイレの数がかなり多いと考えます。公園を利用する際に、トイレは必要な施設と考えますが、今後、洋式トイレへの改修についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員が言われますように、トイレは必要な便益施設であると考えておりますが、トイレの新設や改築には多額な費用を要することとなります。また、不特定多数の方が利用されるため、常に清潔で快適な状態を維持していく必要があり、新設や改築の際には、公園の利用状況を把握するとともに、財政面も勘案しながら、洋式トイレの改修を積極的に進めていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ぜひ、お願いいたします。例えば、今の子どもたちは小さいころから洋式のトイレになれているため、和式トイレを使えない、また使い方を知らない子どもさんもいると聞いております。都市公園のトイレについては、洋式トイレに比べて圧倒的に和式トイレの数が多いのが現状だと思います。利用者のニーズを考えると、和式トイレについては洋式トイレに改修すべきではないでしょうか。また、合併浄化槽のトイレについては、においが気になるところであります。一部の公園のトイレでは、バクテリア等による土壌脱臭を採用しているものもあり、今後そういった方式も検討していただくよう、重ねて要望いたします。

　次に、都市公園における防犯カメラの設置状況についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　現在、防犯カメラを設置している公園は、勝盛公園の１カ所のみでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　防犯カメラの設置箇所については勝盛公園のみとのことでしたが、公園内においては勝盛公園において朝早い時間に条例違反の釣りをしていたり、公園内にはバイクや自転車の跡がついて、多分バイクや自転車の乗り入れをしているんだろうと思います。さまざまな利用者がいる中で、公園利用者にとって危険な状況が見受けられることもあります。防犯カメラは犯罪の抑止効果等もあり、安全に公園を利用するためには必要であると考えますが、今後設置についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　公園を安全に利用するために、防犯カメラは必要であることは認識しております。特に利用者が多い公園につきましては、その必要性を十分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　勝盛公園に防犯カメラが１カ所設置されているとのことですが、大将陣公園や鳥羽公園にも遊歩道があり、早朝に健康づくりで散歩されている方も多くいらっしゃるため、防犯カメラは必要なものだと考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

　次に、都市公園の今後の整備方針についてお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　都市公園の整備についてですが、飯塚市緑の基本計画では、既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを基本目標に掲げております。公園施設の老朽化が進む中で、多くの自治体が適切な維持補修、もしくは施設の更新等が困難となり、利用禁止や施設自体の撤去といった事態につながるなど、安全で快適な利用を確保するという公園本来の機能発揮にかかわる根幹的な問題となっており、国土交通省は都市公園に対し、公園施設長寿命化対策支援事業を創設しております。本市におきましても、既存の遊具等の公園施設の老朽化が進んでいることから、都市公園を対象とし、公園施設長寿命化対策支援事業の補助金を活用し、平成２５年度に公園施設長寿命化計画を策定しております。その計画に基づき、公園施設の安全確保と機能保全を図りつつ、公園施設の改築、更新を計画的に実施しており、市民の皆様が安全で快適に利用できるように、年次計画にて整備を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　次に、都市公園の中でも勝盛公園は飯塚市の代表的な公園であり、特に花見の時期には家族連れ等でにぎわっております。市民の憩いの場となっておる勝盛公園ですが、施設の老朽化や、昨年度の豪雨により、樹木の根が露出したり、のり面や石垣等が崩壊し、大変危険な状況も見受けられます。先ほどの答弁の中で、長寿命化計画は遊具等の施設にしか対応していないとのことですが、樹木等を守ることなしでは飯塚市として本当の長寿命化になっていないと考えます。早急に対応しないと、木が倒れたり、のり面の崩壊等、さらにひどい状況になることが予想されます。市の長寿命化を検討する必要があると思いますが、どのようなお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員が言われますとおり、遊具等の公園施設の改築、更新につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき実施しているところですが、のり面の手直し等につきましては、維持管理の中で実施している状況でございます。現状を確認しますと、のり面が流れて樹木の根が露出している箇所もあり、倒木やのり面崩壊が発生する前に対応する必要がありますので、今後、対応策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　勝盛公園のＳＬが建っている高いところでは、本当にのり面が崩壊して樹木の根の大部分が露出している木もあります。台風の次の日に歩くと、大きな石垣が倒れて、あれは人がいなくてよかったなと思うような事故もあっております。勝盛公園が普通にあるとお考えじゃないかと僕は危惧しております。歩いてみると大変危険な箇所が多く見られますので、対応をお願いしたいと思います。

勝盛公園は飯塚市の代表的な公園であり、飯塚市が目指している健幸都市、あるいはバリアフリー化に照らし合わせると、公園内をウォーキングするため、園路整備、身障者のための駐車場整備、のり面の補修等が必要になってくると思われます。これを機に国庫補助対象施設については長寿命化計画に基づいて整備し、国庫補助事業対象にならないものについては単費を用いてでも、抜本的な整備をすることを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明１２月１１日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時１４分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一